

平成21年度施政方針

平成21年第1回城里町議会定例会にあたり、提出いたしました議案の説明に先立ち、町政運営に関する所信の一端を申し上げます。

私は、去る2月8日の城里町長選挙におきまして多くの町民の皆様から温かいご支援をいただき町長に就任することができました。町長職の重責を深く自覚し、改めてその責任の重さを痛感しておるところであります。

城里町の発展のため、町政運営におきましては誠心誠意全力で努めてまいり所存でありますので、なにとぞ議員各位をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

公約のマニフェストにつきましては、私の政治信条として、在任期間において取り組むべき事業、考え方を示したものであり、まず現状を認識し、早急に必要な事業を除いて、十分な調査検討を行い事務事業の見直しや改善に取り組んでまいります。

21世紀に入り、少子・高齢化、情報化、環境問題、地方分権の進展など、時代の潮流は大きく変わってきています。それと同時に新たな課題が押し寄せていますが、町政を取り巻く諸問題に的確に対応し、均衡ある発展と町民の福祉向上等の進展を図り、未来に引き継いでいくことが重要な使命であると認識しております。

さて、アメリカのサブプライムローンに端を発する金融不況が世界規模の不況へと発展する中、国内においても、急激な円高の進行や株価の大幅下落等我が国の経済にも非常に大きな影響を及ぼしており、特に中小企業の資金繰りや雇用情勢の悪化、倒産件数の増加など、景気後退が続く中で内需、外需ともに厳しい経済状況が続いているところであり、その対策として国が進めている、安心実現のための総合対策などによる効果により、年度後半には低迷からの脱却が期待されるところであります。

しかし、景気の下降局面がさらに厳しく、長くなることも予測されており、これからも景気の動向を注視していくことが必要であります。

また、国は経済財政運営の基本的態度として、国民生活と日本経済を守る観点から「景気対策」、「財政再建」、「改革による経済成長」という3段階で

経済財政政策を進めるとしてあります。

平成21年度予算は、私にとっての初めての予算編成となりますが、去る2月8日の町長選挙の執行により、予算の編成期間、また行政の全分野にわたって町政運営を円滑かつ適正に推進することを考慮した場合、平成21年度当初予算は、新たな事業は必要最小限とし、義務的経費及び法令に基づく事業や緊急性・継続性のある事業を中心とした予算編成にとどめ、政策に関する事業等については、次期補正予算において充実させてまいります。

具体的な行政の各分野にわたる町政運営については、町の根幹を成す既存の「城里町第1次総合計画」に基づく諸事業を推進しますが、一部の事業見直しを要することから、当該事業を精査、検証の上、町民の意見や審議会等の手続きを経て早い時期に計画の策定を進めたいと考えております。

総合予算編成にあたっては、国、県の予算編成方針や地方財政計画等にも十分留意し、町民が真の豊かさを実感できるまちづくりを基本に、予算編成をいたしました。

次に、主な施策について申し上げます。

第1は、「心やすらぐ自然環境のなかで安全で快適に暮らせるまちづくり」であります。

(自然環境・景観の保全)

緑に囲まれた豊かな自然環境を後世にわたって保全し、まちづくりに活用していくため、居住環境と自然環境の調和する計画的な土地利用を推進してまいります。

また、地域、家庭、学校、職場、野外活動の場などにおいて、環境美化運動を積極的に実施することにより、町民一人ひとりの環境に対する意識の高揚を図るとともに、地域の特性に即した環境保全対策の取り組みを進めてまいります。

(環境対策の推進)

循環型社会に対応した環境にやさしいまちづくりを目指し、良好な環境を次の世代に引き継いでいくため、廃食用油の再資源化のための回収を促進しておりますが、この事業のさらなる周知に努め、環境への負荷の少ない社会の構築、住民総参加による環境保全の推進を図ってまいります。

また、よりよい生活環境を築いていくためには、社会全体の中で日常的な活動と、環境との関係を認識することが重要であることを踏まえ、住民、民間団体、事業者との協力連携のもと、環境の保全を計画的に推進いたします。

一般廃棄物処理事業につきましては、引き続き城北地方広域事務組合において処理を行いながら、家庭ゴミ等の減量化を進めてまいります。

不法投棄や野外焼却の防止については、ボランティア U.D.監視員や警察等関係機関と連携して監視活動を展開し、住民や事業者への未然防止に向けた普及啓発を行い、不法投棄防止対策に取り組んでまいります。

(道路交通体系の整備)

道路の整備については、町民が安全で快適な生活を営むために、また、地域活性化の根幹をなすものであることから、期待も大きく早期の整備が求められているところであり、通勤、通学の利便性や防災性を考慮し、計画的な整備を図ってまいります。

生活道路の維持補修について、排水施設や舗装の整備など、安全で人に優しい道路環境の整備に努め、国県道を補完する幹線町道などの整備についても、町の一体性を確保しながら計画的に推進いたします。

特に、国道123号バイパスについては、現在、町、県ともに用地買収を進めており、今後も県と一体となってバイパスの早期整備に努めていくほか、桂地区の県道阿波山徳蔵線の路線延長区間(三ツ塙線)については、平成20年度より工事に着手しており、七会地区の町道徳蔵倉見線についても平成20年度末から工事に着手する見込みとなっております。

次に、交通対策につきましては、平成19年2月1日運行のデマンド交通「ふれあいタクシー」が定着してきており、さらなる利用の促進により、高齢者などの交通弱者の足の確保、町内の公共交通機関空白地域の解消に努めてまいります。

また、町外への通学、通院等の日常生活を支える交通手段においては、路線バス会社の民事再生手続き中という状況ではありますが、継続的な運行の維持を図るよう、茨城県はじめ関係市町村と一体となり住民の利便性向上に鋭意努力してまいります。

(上・下水道の整備)

水道事業については、常北地区水道事業、桂地区水道事業の1会計2事業並びに七会塩子地区簡易水道事業特別会計により、引き続き運営をしてまいります。

現在、普及率は、92.6パーセントとなっており、町民の大多数が利用できるまでに普及しておりますが、長期的な視野に立った給水体制の充実を図り、清浄で安心できる良質な水道水の安定供給に努めるとともに、水道事業の安定経営化を図ってまいります。

また、継続事業であります統合簡易水道施設整備事業、水道未普及地域解消事業を推進し、未給水地域の解消に向けた整備を進め、普及率の向上に努めてまいります。

さらに、藤井川ダム再開発事業等の早期の完成を要望し、安定した水源の確保により、都市化の進展や生活向上に伴い、安心して利用できる信頼性の高い豊かな生活基盤を支えるための水道施設を目指してまいります。

次に、下水道の整備についてであります。下水道は、生活雑排水・汚水の排除、トイレの水洗化といった生活環境の改善のみならず、農業用水や公共用水域の水質を保全するためにも重要な事業であります。このため、平成3年度から那珂久慈流域関連下水道事業として、現在認可区域面積271ヘクタールの整備を進めているところであります。平成20年度末までには、石塚、那珂西及び上泉、上青山、下青山地区の一部を含め215.6ヘクタールの区域の整備が完了する予定です。さらに、未整備地区31ヘクタールの認可拡大申請を行い引き続き整備に努めてまいります。

特定環境保全公共下水道事業については、粟、阿波山、上坏、下坏地区の整備が完了し、供用を開始いたしました。平成20年度からは、下阿野沢・上阿野沢、御前山、高根地区の認可区域91ヘクタールの整備を進めており、平成21年度はこの整備と併せ「かつら水処理センター」の増設工事に着手

いたします。

また、農村地域の生活環境整備を図るために進めております、農業集落排水事業については、すでに稼動しております上入野、青山、北方高久、孫根地区施設への接続向上に努め効率的な稼動を行うことにより、維持管理費の節減に努めてまいります。平成19年度に工事着工しました、古内地区農業集落排水事業については、引き続き整備を進めてまいります。

なお、浄化槽設置事業については、平成20年度に県森林湖沼環境税導入による単独処理浄化槽撤去補助事業と併せ、平成21年度も合併処理浄化槽設置の整備促進に努めてまいります。

(公園・緑地の整備と緑化の推進)

緑豊かな自然環境を生かした調和のとれたまちづくりを進めるため、公園やポケットパークなどの維持を図りながら、良好な景観を備えた地域環境の場の提供や生活環境の形成に努めてまいります。

(消防・救急・防災の推進)

平成20年に町内においては、大規模な災害等は発生しておりませんが、建物火災8件を含む15件の火災が発生しており、町民の生命財産を守り、安心・安全な生活を確保するには、消防防災体制の強化が求められております。

このようなことから平成20年4月に、町消防団組織を改編し、連合消防団から新たに城里町消防団として支団制の体系をとり、消防団組織の一本化を行ったところであります。これらの円滑な移行と併せ、各支団及び団員の融和を図り、組織を強化するとともに、規律教養訓練、水害を想定した水防演習、林野火災防ぎょ訓練等を実施することにより、消防団における消防力の向上に努めてまいります。

また、常備消防においては、平成19年4月から水戸市消防本部への消防事務委託の一元化と併せて、水戸市消防本部北消防署城里出張所が稼動を開始し、消防ポンプ自動車と高規格救急車が配備されました。

これにより、町民の災害及び緊急時へのより迅速な対応ができるようになったところであります。

しかしながら、救急業務の円滑な対応のため、茨城県において計画されている、消防事務の広域化について、早期実現に向けて努めてまいります。

さらに、自然災害等の大規模災害発生に備えるためには、自助共助のシステムが重要であり、自主防災組織等の設立支援や事業所との災害時協力体制を推進し、地域防災力の向上を図ってまいります。

また、七会地区水道未普及地域解消事業に併せて、平成21年度も継続して消火栓の設置を行ない、緊急時の水利の確保に努めてまいります。

(防犯・交通安全の推進)

交通事故は、人の生命を奪う悲惨なものであり、茨城県は他県に比べて交通死亡事故が多く、平成20年中の死亡事故者数は210人を数え、全国ワースト6位という結果となっております。

本町においても、平成20年は2件の死亡事故が発生しており、車社会の進展に伴い、年齢・性別を問わず交通事故に遭遇する危険性が年々増大しております。

このような現状を踏まえ、交通安全協会、警察など関係機関団体と連携を図り、子供やお年寄りを対象とした交通安全教室や、街頭での交通安全キャンペーンを実施し、町民の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設の整備に努めてまいります。

防犯につきましては、近年、児童生徒が狙われる凶悪な事件や、猟銃の盗難、悪質な詐欺や窃盗が多発しております。

これらの犯罪状況を踏まえ、防犯連絡員や警察との連携により、防犯キャンペーンやパトロールの実施といった取り組みを積極的に進め、町民の防犯意識の高揚を図ってまいります。

また、夜間における事故、犯罪の発生の未然防止対策として、防犯灯の整備を進め、安全で安心なまちづくりを推進してまいります。

(情報通信網の整備・充実)

情報通信網の整備についてであります。国は2010年までに国民の100パーセントが高速または超高速ブロードバンドを利用可能な社会を実現するという目標を掲げており、2010年度までにはブロードバンド・ゼロ地

域を解消することとしております。

本町としましても、平成22年度までに、町と民間事業者が連携を図りながら光ファイバ網を構築することによりこの目標を達成し、地域住民の利便性の向上や社会経済活動の活性化を図ってまいります。

第2は、「ともに支えあいすべての人が元気で安心して暮らせるまちづくり」であります。

(地域福祉の充実)

急速な少子・高齢化の到来、生活意識や価値観の変化などにより、福祉を取り巻く環境は大きく変化し、町民のニーズはますます高度化、多様化し、福祉施策の一層の推進や新たな施策の展開が求められております。

地域における高齢者や障害者をはじめ、誰もが家庭や地域で安心して暮らすことのできる社会の実現に向けて、町民自身の努力やお互いに支え、助け合う「地域福祉」の推進が重要視されており、特に、支えを必要としている人に対する日常的援助など、きめこまかな対応をしていくためには、町民一人ひとりが地域福祉の担い手として、主体的に活動していくことが必要であります。

こうした支えあい活動を活発化させるために、町民自らが福祉に関心を持ち理解を深めるよう働きかけを行いながら、社会福祉協議会を中心としたネットワークづくり及びボランティア育成支援などを行い、町民同士の交流による連帯の推進に努めてまいります。

また、これらの具現化のため平成19年度策定の「地域福祉計画」を踏まえて、地域コミュニティづくりを図り、在宅福祉サービスセンター運営事業により高齢者や障害者などが暮らす世帯に対し、訪問サービスによる家事援助等を展開し、地域の住民が安心して生活ができる体制の構築を図ってまいります。

(子育て支援の充実)

21世紀の生活に深刻、かつ多大な影響をもたらす急速な少子化の事態に直面して、家庭や子育てに夢を持ち、かつ次代の社会を担う子どもを安心

して生み育てることができる環境を整備し、子どもがひとしく健やかに育ち、子どもを生み育てる者が真に誇りと喜びを感じることのできる環境を実現し、少子化の進展に歯止めをかけることが求められております。

このような状況に対応するため、「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画の推進を図るとともに、平成22年度から平成26年度の5年間にわたる後期行動計画の策定を実施してまいります。

母子保健事業においては、妊婦健診の公費負担のさらなる拡充の検討を行うとともに、引続き妊婦及び乳幼児に対する一貫した事業を展開し、育児に関する適切な情報の提供や指導を推進してまいります。

また、保育事業につきましては、公立保育所及び民間保育所において、次世代育成支援対策交付金事業や子育て支援拠点事業、特別保育事業及び保育サービス支援事業を実施し、保育環境の充実を図ってまいります。

さらに、平成21年度より、多子世帯の経済的負担の軽減策として「いばらき3人っこ家庭応援事業」に基づき、保育料の一部助成を実施いたします。

また、就学児の健全な育成を図るため、日中、保護者のいない家庭を支援するため、放課後児童健全育成事業を引続き実施するとともに、子育て不安やいじめ、不登校、非行など複雑多様化する児童育成問題に対応するために、地域協力委員や民生委員児童委員、学校並びに要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携を密にし、問題解決に努めてまいります。

(高齢者福祉の充実)

高齢化が進む中、高齢者が健康でいきいきと過ごすことのできる社会の実現を目指し、その環境づくりを進めるため、介護サービス基盤の一層の充実や、高齢者一人ひとりが自らの意思による自立した生活を営めるよう、きめ細かいサービスの提供に努めてまいります。

また、高齢者福祉計画及び第4期介護保険事業計画に基づきまして、高齢者が個人としての尊厳を保ち、生きがいを持ちながら健康で、また、支援が必要な状態となっても周囲からの十分な支援が受けられる体制が整ったまちづくりを目指します。

(障害者福祉の充実)

障害のある人が障害のない人と同じように生活をし、地域の一員として行動できることが重要であります。

障害者自立支援法及び障害福祉サービスや地域生活支援事業などの提供体制の確立に関する障害者福祉計画(第2期計画)に基づき、障害者施策の再構築や各種サービスの見直しを進め、障害者福祉の充実に努めてまいります。

(保健・医療の充実)

現代は、生涯にわたり元気で活動的に暮らすことができる、「健康寿命」をいかに伸ばすかが大きな課題となっております。

保健事業については、生活習慣病予防や介護予防の重要性が高まる中、自主的な健康づくりを目指し、町民一人ひとりの健康に関する意識を高めるとともに、地域や社会を挙げての食育推進を展開するため、平成20年度から食育推進基本計画の準備作業を行ってまいりましたが、平成21年度に計画を策定いたします。

また、特定健診、特定保健指導の対象者を的確に抽出し、医師、保健師、管理栄養士などが早期に介入し、生活習慣の改善等の的確な保健指導をすることにより、メタボリックシンドロームの該当者やその予備群を計画的に減らすことを目指してまいります。

医療福祉事業は、社会的及び経済的負担の大きい乳幼児・父子・母子家庭・重度心身障害者・妊産婦等の医療に係る負担の軽減を図ることを目的とした県の単独事業であり、制度の周知徹底を図るとともに、受給者の利便性を高めてまいります。

特に、本町におきましては、少子化対策及び子育て支援の一環として、小学校卒業までの児童を対象に、医療費の助成を行ってまいりましたが、さらに継続して子育て支援の充実に努めてまいります。

また、医療については、日常的な地域医療を担っている桂地区と七会地区の国保診療所が、医療や相談に対応できる機能を維持するとともに、民間医療機関との連携を考慮しながら、地域に密着した医療体制の充実を図ってまいります。

(社会保障制度の充実)

すべての町民が健康で文化的な生活ができ、安心して暮らすことができるよう、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、介護保険制度などの社会保障制度については、制度に対する理解を深めてもらうため、積極的なピーアールや周知に努めてまいります。さらに、保険税(料)の賦課や収納率の向上及び医療費などの適正化を図るとともに、基盤を充実させ安定した運営に努めてまいります。

第3は、「豊かな地域資源を活かした魅力と活力にあふれるまちづくり」であります。

(農林業の振興)

本町の農業は、基幹産業として、米・施設園芸・野菜・果樹・麦・大豆・林産物・茶・畜産を主体とした営農が展開されてきましたが、近年の都市化の進展、農産物の価格の低迷とともに、基幹労働力、若年労働力は他産業に流出し、兼業農家が増加しております。

また、農業従事者の減少や高齢化が進み、農家数及び田畑など経営耕地についても減少傾向をたどり、耕作放棄地の増加が著しいところとなっておりますが、新たに農業に取り組もうとする新規就農希望者及び新規参入者の町への定着を図り、荒廃した農地の有効利用を目指します。

その支援策として、新規就農者等に対し、本町における新規就農者支援事業の助成制度を活用して農業経営の基礎的知識・技術等習得するための支援を図ってまいります。

また、水田・畑作経営所得安定対策により農業の中心的な担い手となる認定農業者の育成、集落営農組織及び法人化に向けた各生産組織の支援に力を入れてまいります。

水田農業構造改革対策については、近年の穀物需給のひっ迫等による国産穀物の安定供給の要請に対応し、国・県・農業者団体と緊密な連携のもと、食料自給率の向上や生産調整面積達成を推進しながら、新しい産地づくり対策へ移行してまいります。

なお、生産条件が不利な地域に対しては、耕作放棄地の発生を防止し、

水源のかん養、洪水防止等の多面的機能を確保する観点から、中山間地域等直接支払制度を引き続き活用し、農地の保全を図ってまいります。

また、農村環境保全の対策として農地・水・環境保全向上対策事業をさらに推進し、地域が一体となって生産基盤となる農地の荒廃防止や生態系保全、景観形成などの活動に取り組んでまいります。

さらに、地域資源を活かした都市住民との滞在型交流を目指す取り組みとして、グリーンツーリズム事業を引き続き推進してまいります。

生産基盤の整備については、農業の省力化と土地利用の効率化を図るため、那珂川沿岸農業水利事業の早期完成を国、県など関係機関に働きかけると同時に、畑地基盤整備や農道整備を計画的に進め、大型農業機械による生産性の向上、生産物の搬出搬入の合理化を図ってまいります。

次に、畜産の生産環境は、生産者の高齢化等により厳しいものとなっておりますが、牛海綿状脳症・鳥インフルエンザ等の家畜伝染病に注意を払い、各種防疫対策事業を実施し、生産の安定化を図ります。

また、黒毛和牛については、資質の優れた素牛の導入事業として、繁殖牛導入事業を関係機関と一体となって実施してまいります。

次に、林業の振興ですが、安価な外材の輸入などにより厳しいものがありますが、森林は水や空気の浄化、災害防止、水資源のかん養など自然環境を維持するために大切な機能を有しており、ゆとりと安らぎを与えてくれるのであります。

このため、植林事業の重要性や緑化運動の普及啓蒙を図るとともに、茨城県が平成20年度より導入した森林湖沼環境税による事業等を積極的に活用し、管理放棄された森林の間伐や木材の幅広い活用を図り、森林のもつCO2削減をはじめとする公益的機能の回復と向上に取り組んでまいります。

(商工業の振興)

深刻な不況が続く中であって、急激な原油・原材料の高騰や金融不安が起こり、中小企業や小売業者を取り巻く環境は、極めて厳しい状況にあります。

また、県内において製造業を中心とした非正規雇用で働く人のうち、3月

までに職を失ったり、失う予定の人が2,500人に上るといわれておりますが、本町においても、非正規雇用労働者の雇用対策についても積極的に取り組んでまいります。

このような環境の中で、経営基盤の弱い小規模事業者が活力を維持し、さらに発展してゆくためには、自助努力はもちろんですが、自己意識の改革を強く求めていかなければなりません。

そのためには、経営者の連帯意識の高揚と経営力の強化等を図るため、中心的役割を担う商工会に対し、引き続き助成し支援してまいります。

また、中小企業事業資金に対する保証料の補助及び設備資金への利子の補給を引き続き行ってまいります。

次に、工業の振興であります。企業が事業を拡大するには厳しい経済状況であります。企業を誘致することにより、雇用の場の確保、町民所得の向上、消費人口の増加等が期待されることから、町の活性化を図るため、引き続き関係機関等との連携を図りながら、優良企業の誘致に努めてまいります。

さらに、進出企業及び用地提供者に対しては、今後も企業立地奨励金を交付してまいります。

(観光・レクリエーションの振興)

豊かな自然を生かした「ふれあいの里」、「うぐいすの里」、「山びこの郷」は、本町の観光の核として重要な位置付けとなっておりますが、利用者は年々減少傾向をたどっております。

指定管理者制度の導入後3年が経過し、この間指定管理者による各種イベント・体験教室等が実施され、3施設を一体化した管理が行われております。

今後は町としても、より効果的、効率的な運営支援を行うとともに、観光ピーアール等の活動を強化し、集客力アップを図ってまいります。

直売施設については、積極的な宣伝等を行うことにより、利用客の誘致を図り、地場産物の販売促進並びに農家所得の向上を目指してまいります。

また、健康増進施設「ホロルの湯」については、多様化する利用者ニーズに応え、サービスの質的向上と効果的、効率的な運営への支援を行うとともに

に、町内居住者に対する半額利用券等の積極的な広報を実施し、町民の健康増進や憩いの場としての利用促進に努めてまいります。

観光協会につきましては、各種イベント等の開催並びに協賛や観光ピーアール・県立自然公園の保護管理、さらに、会員を中心に、町・商工会・JA等の連携を強化し、城里町における観光資源の開発及び郷土物産の紹介と観光客の誘致を図りながら、地域産業の活性化に努めてまいります

第4は、「次世代を担う豊かな心の育成と歴史・伝統を大切にすまちづくり」であります。

(幼児教育・学校教育の充実)

幼児教育については、少子化の中、子育てを支援する社会づくりが重要となっており、地域、家庭と連携した教育の推進と幼稚園、保育所との連携等により教育環境の充実に努めてまいります。

学校教育については、価値観の多様化による先進的な教育のニーズが高まる中、次代を担う子供たちの「確かな学力」や「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康や体力」を育成することが求められております。

そのため、基礎的学力をつける学習指導の充実はもとより、人権、環境、福祉、情報、郷土、ボランティアなどの今日的なテーマを積極的に採り入れた総合的な学習を推進するとともに、外国人による英会話指導など、国際理解教育に取り組んでまいります。

昨今のいじめや不登校などの課題に対応するため、適応指導教室の充実及び学校、家庭、地域との連携強化を図り、地域に開かれた魅力ある学校づくりに努めてまいります。

小・中学校の施設整備については、常北中学校の建設基本設計を踏まえて、校舎の改築に向けて実施設計を進めていくと同時に学校施設の耐震診断等にも努めてまいります。

小学校の再編については、学校再編検討協議会の答申を基に、実施計画策定委員会の中で、適正規模や適正配置についての具現化に取り組み、快適な教育環境の確保に努めてまいります。

さらに、教育委員会事務事業についての透明性、客観性を確保するため、

外部評価委員会を設置し、教育行政の充実を図ってまいります。

学校給食については、食の教育や地産地消の視点に立ち、地域で生産される米や野菜などの食材の利用に努め、安全・安心な学校給食を供給してまいります。

(生涯学習・生涯スポーツの推進)

目まぐるしく変化する社会情勢の中、町民一人ひとりが心豊かに健康で、いきいきと人生を過ごすため、生涯にわたって、主体的に学習を継続することが求められております。

本町においては、生涯学習社会の構築を目指した社会教育の充実を図り、学校、家庭、地域社会の人々、社会教育団体や民間団体等との幅広い連携のもとに、人々の生涯にわたる自主的な活動を支援し、その成果がまちづくりに反映されるような仕組みづくりに努めてまいります。

そのため、生涯学習推進大綱、スポーツ振興基本計画を基本とし、各種講座、事業のメニューの充実や自主活動団体の育成、人材の育成、相談の充実を図るなど体系的、合理的な事業の推進に努めるとともに、各地域の町民の交流を促進してまいります。

また、地域における自主的な活動の活性化を図るとともに、コミュニティセンターや各地域の公民館、トレーニングセンターや運動公園などの生涯学習施設や各種運動施設の整備充実にも努めてまいります。

複合施設である図書館、郷土資料館については、各地区にある公民館との連携を図りながら、図書、各種資料の充実保存に努め、利用しやすい学習拠点としての機能の充実に努めてまいります。

また、学習機会や各種講習会、施設を町民が利用するとき等、必要なときに必要な情報が入手できるよう、広報紙やホームページ等による情報提供の充実に努めてまいります。

ふれあいの船事業については、町内の小学校6年生を対象に、4泊5日の宿泊体験学習を実施し、北海道の雄大な自然の中での活動や船を利用した集団活動の場をとおして、心身ともに調和のある人間形成を図ってまいります。

また、子どもたちの安全・安心な居場所づくりを推進するため、福祉部門と

連携を図り、小学校余裕教室の活用、地域住民との交流活動等を行い、放課後の子どもの安全確保に努めてまいります。

(芸術・文化の振興)

町民の一体性を確保し、町民一人ひとりが町に誇りと愛情が持てるようにするためには、各地域で行われている芸術・文化活動や古くから残されている文化財を理解し、それらを伝承していくとともに、町として文化のかおり高いまちづくりを進めることが重要であります。

そのため、地域・家庭・学校間の連携、交流を進め、各地域の自然・歴史・伝統・文化に触れることで、関心や理解を深め、人と人とのつながりを大切にする施策を推進してまいります。

芸術・文化の振興については、コミュニティセンター、公民館、郷土資料館において多様な事業の展開を図るとともに、町民の自主的、創造的な芸術文化活動の支援を図り、「第23回国民文化祭・いばらき2008」文芸祭開催で盛り上がった文芸への気運を、芸術祭や各種の行事、展示をとおり、町民各層が広く芸術文化に親しみやすい環境整備に努めてまいります。

次に、史跡等ではありますが、町には史跡及び遺跡、彫刻、工芸品など有形、無形の文化財が数多く存在しております。

そのため、文化財保護計画を基本として、計画的に文化財の保護、活用を図るとともに、情報冊子やインターネットなどの各種媒体による情報を発信し、広く町民に理解を求め保存と継承に努めてまいります。

第5は、「住民と行政がともに手を取りあう開かれたまちづくり」であります。

(住民主体のまちづくりの推進)

地方分権が進展する中で、複雑化、多様化する行政課題を解決し、活力ある地域づくりを進めるには、住民と行政がともに考え、ともに行動する「協働」によるまちづくりを進めていくことが重要となっております。

そのために、自治意識の高揚に努め、各種施策への住民参画の促進や地域コミュニティである自治組織の振興を図ってまいります。

また、広報紙の発行やホームページをとおして、行政情報を積極的に発

信するとともに、町勢を広く町内外に知らしめるため、要覧を作成いたします。

さらに、パブリック・コメント制度を十分活用しながら、町政への「町民参画の機会」を確保してまいります。

(多様な交流の推進)

交通網インフラの進展や情報通信技術の発展などに伴い、国内外の地域間交流活動も活発となっており、国際化、交流化の時代を迎えております。

また、多様な交流を推進することは、町内外地域への関心を高めるとともに、郷土の特性を見つめなおし、再認識をうながし、地域の文化、教育、産業などの振興が期待されるところであり、これまで実施してきました「人」、「物」、「情報」の交流をあらゆる媒体を活用しながら推進してまいります。

(人権尊重と男女共同参画の推進)

家庭、職場、地域などにおいて、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人などに対する人権問題が大きな社会問題となっている中、町民一人ひとりが人権に対する正しい理解と認識を深め、尊重しあうことが重要となっております。

そのため、関係機関との連携のもと、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、学校教育や社会教育において人権教育に取り組むとともに、あらゆる機会を捉え啓発活動の推進を図り、人権問題に対する正しい理解と人権意識の向上に努めてまいります。

また、町民が男女共同参画の必要性を理解し行動していけるよう意識の啓発や情報提供を行うとともに、男女共同参画の視点から各施策を展開し、男女共同参画社会の実現を目指します。

(行財政運営の合理化・効率化)

行政運営にあたりましては、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づき、「集中改革プラン」を策定し、合併後の効率的

な行政運営に努めてまいりました。この「集中改革プラン」が、平成21年度で終了することから、平成21年度は、現行プランを踏まえ、行財政運営の合理化・効率化に対応できるプランの策定を行ってまいります。

特に、住民との協働の視点に立った組織機構の見直しや、事務事業の簡素合理化など、時代にあった行政経営への転換が必要であることから、平成20年度から3カ年をかけての行政評価制度の構築を図り、より地域の実情にあった成果が得られるよう努めてまいります。

また、財政の健全化を進めるにあたり、町税の徴収確保に努め、納税者の税負担の公平性を図るために積極的に滞納整理を進め、全庁的に徴収体制を強化し、徴収率のアップに努めてまいります。

以上、平成21年度における主な施策の概要についてご説明いたしました。

平成21年度予算編成につきましては、依然、地方交付税に依存した財政体質にあり、歳出においては、人件費、補助費、公債費等の経常経費が高い割合を示しておりますが、限りある財源の効率的配分による予算編成となるものであります。

平成21年度の一般会計予算は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり、88億6,400万円で前年度当初比1.9パーセントの減となっております。

国民健康保険特別会計(事業勘定)について申し上げます。

国民健康保険は、国民皆保険制度を支える基盤の中核的役割を担っておりますが、医療保険制度を取り巻く情勢は、高齢化等の急速な進展や疾病構造の多様化、医療の高度化に伴う医療費の増高、加えて他の医療保険制度に加入しない被保険者を多く抱えるなど、構造的問題もあり財政状況はますます厳しくなることが予想されます。

このような状況の中ではありますが、国保税率は引続き据置きとし、医療費の適正化や国保税の収納率の向上を図り、国民健康保険の安定的運営の確保と保険財政の健全化に努めてまいります。特に医療費の動向が国保財政を大きく左右することになりますので、これらの動向を見極めながら予算執行に努めてまいります。

予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり、23億8,901万9千円で

前年度当初比7.8パーセントの増となっております。

国民健康保険特別会計(施設勘定)について申し上げます。

施設勘定においては、沢山診療所に歯科、七会診療所に内科・歯科を運営し、地域の保健・医療・福祉を担っております。しかしながら、経営を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますが、身近なところで適切な医療を安心して受けられる、地域に密着した安全で信頼される診療所を目指してまいります。

へき地及び医療機関不足地域の医療機関として、国保診療所の役割と使命が果たせるよう、関係機関との連携を密にし、効率的な運営を目指した予算執行に努めてまいります。

予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり、2億8,181万1千円で前年度当初比12.3パーセントの減となっております。

老人保健特別会計について申し上げます。

老人医療費は、高齢化のピークを迎える将来においても安定した運営ができるように、平成20年4月から後期高齢者医療制度が施行され、老人医療給付費支払が茨城県後期高齢者広域連合によって支払われることとなりました。

平成21年度予算につきましては、平成20年3月診療までの請求遅延分の予算計上となり、歳入歳出とも別冊予算書のとおり、624万6千円で前年度当初比96.9パーセントの減となっております。

後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

老人医療費は、大幅な制度改正により、平成20年4月から、75歳以上及び一定の障害がある65歳以上の高齢者を対象とした新しい医療保険制度「後期高齢者医療制度」が創設されました。

給付内容等につきましては、基本的に今までの老人保健と変わりありませんが、医療給付費支払及び保険料賦課は茨城県後期高齢者医療広域連合により行われ、町においては徴収事務と町民の皆様に対しましての窓口業務等を行ってまいります。

平成21年度予算につきましては、歳入歳出とも別冊予算書のとおり、1億

9, 433万7千円で前年度当初比2. 1パーセントの減となっております。

介護保険特別会計(保険事業勘定)について申し上げます。

平成12年度の介護保険法の制度導入以降、着実に浸透してきた介護保険制度の実績を踏まえるとともに、「高齢者福祉計画及び第4期介護保険事業計画」に沿って、介護保険の安定的かつ継続的な運営を推進してまいります。

また、将来予測される課題に対応するため、制度の動向を注視しながら、介護予防や地域ケアの推進、さらに高齢者の方が元気でいきいきと自立した生活が送れるような介護サービスの基盤整備に努めるとともに、健全な財政運営に努めてまいります。

平成21年度の予算編成につきましては、介護給付費及び予防給付費の実績及び今後の動向等を見極めながら予算執行に努めてまいります。

予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり、13億5, 647万4千円で前年度当初比10. 4パーセントの増となっております。

介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)について申し上げます。

介護保険法の介護予防給付サービス計画に係る予算について計上したものであります。平成21年度も引き続き地域包括支援センターを中心に介護予防に取り組んでまいります。

予算総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり、576万1千円で前年度と同額となっております。

公共下水道事業特別会計について申し上げます。

流域下水道事業については、未整備地区の事業認可拡大を行い年次計画により、工費の節減につとめながら污水管渠工事を進め、普及率の向上を図ってまいります。

特定環境保全公共下水道事業については、事業認可区域91ヘクタールの未整備地区を年次計画により、工費の節減に努めながら污水管渠工事を進め、普及率の向上を図ってまいります。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり、11億5, 610万4千

円で前年度とほぼ同額であります。

農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

農業集落排水施設は、4地区が順調に稼動しております。処理施設の効率的な稼動を目指し、経費の節減に努めてまいります。

また、古内地区農業集落排水事業については、年次計画により、工費の節減に努めながら、生活環境の整備を図ってまいります。

予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり、7億7,211万6千円で、前年度当初比5.3パーセントの増となっております。

簡易水道事業特別会計について申し上げます

簡易水道事業特別会計予算については、施設の維持管理が主なものになっており、予算の総額は、歳入歳出とも別冊予算書のとおり、5,390万6千円で前年度当初比1.9パーセントの減となっております。

水道事業会計について申し上げます。

常北地区の統合簡易水道施設整備事業については、引き続き松山下取水場から取水する水利権取得のため、藤井川ダム再開発事業の建設負担金を負担いたします。

また、七会地区の水道未普及地域解消事業については、本年度は、いよいよ4ヵ年計画の最終年度にあたり、真端増圧場及び真端、大網地内の配水管の新設を進め、水道未普及地区全域の給水供用開始を目指してまいります。

さらに、水道事業の運営及び水道施設の維持管理につきましては、公営企業の基本原則を堅持しながら、給水サービスの一層の向上に努めてまいります。

予算総額は、別冊予算書のとおり、収益的収入及び支出は、6億9,751万1千円、資本的収入は、1億5,343万8千円で、支出は、3億3,447万2千円であります。

収益的収支及び資本的収支を合わせた総額は、10億3,198万3千円で前年度当初比12.6パーセントの減となっております。

以上、一般会計及び特別会計並びに企業会計の概要についてご説明申し上げます。

一般会計、特別会計及び企業会計を合算しました、平成21年度城里町予算総額は、161億1,175万7千円となっております。

終わりに、予算編成にあたりましては、厳しさが続く財政状況の見極めと財政の健全化を重視し、限りある財源を有効かつ効果的に活用することを心掛け、役職員一丸となって、町民の福祉増進と活力ある元気なまちづくりのために、全力で取り組み、町民の期待と信頼に応える決意でありますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、何卒議員各位におかれましても、平成21年度予算並びに関係議案に対するご賛同を賜りますようお願い申し上げます。